

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を令和6年9月9日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、令和6年9月9日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

令和6年9月6日

鹿児島県知事 塩田康一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アクロスプラザ与次郎

鹿児島市与次郎一丁目7番30 外

2 変更事項

(1) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

ア 変更前 出入口の数 3箇所

位置 建物敷地東側及び南側

イ 変更後 出入口の数 4箇所

位置 建物敷地東側及び南側

3 変更年月日

令和6年8月31日

4 届出年月日

令和6年8月30日